

# 公共用財産用途廃止申請書類作成の手引き

この手引きは、法定外公共物（赤道・水路等）の用途廃止申請にかかる書類作成方法について説明しています。

申請時に必要となる図面作成などは、専門的な知識や技術を要するため、土地家屋調査士などの資格を持つ方へ依頼してください。

## 1. 用途廃止に必要な手続きと書類について

用途廃止には、「事前協議」と「本申請」が必要です。

以下の項目をご確認いただき、ご準備をお願いいたします。

### ■事前協議の主な審査項目

- ①公共物の本来の機能が喪失し、今後も利用が見込まれず存置の必要がないと認められるか
- ②現状機能がある、または認定道路である場合、それを代替する機能を有する施設が確保できるか
- ③用途廃止することで、その公共物に隣接する者や周辺の利用者に影響がないと認められるか
- ④原則、用途廃止を行うことで行き止まりにならないか  
（部分的に用途廃止し、道路や水路が分断されて機能が損なわれないか等）

### ■事前協議書

申請の前に、事前に用途廃止の見込みを判断いたしますので、以下の書類をご提出ください。提出から約1ヶ月で、見込みの有無を回答いたします。

なお、この段階での「見込み有り」は今後の申請の可否に対する判断であり、用途廃止そのものを確約するものではありません。

また、本件は用途廃止に関する当課所管事項についての回答であり、他法令の適合性については別途各所管において判断されるものであって、これを担保するものではありません。

#### ①公共用財産用途廃止事前協議書

## ②位置図

- ・申請地周辺の目標となる建物などを含んだ地図（住宅地図等）
- ・申請地を赤色で表示する

## ③公図の写し

- ・法務局備え付けの公図で、隣接地がすべて入っているもの
- ・申請地を赤色、申請者所有または利用を計画する隣接地を緑色で表示する

## ④土地登記事項証明書の写し

- ・申請地、隣接地、点接地、対側地など、関係するすべての土地のもの
- ・申請日から3ヶ月以内に取得したもの

## ⑤現況写真（カラー）

- ・3方向から撮影したもの（起点→終点、終点→起点、起点と終点を含む全体）
- ・写真撮影方向を「1. 位置図」に表示する
- ・申請地を赤色で表示する

## ⑥その他町長が必要と認める書類

- ・必要に応じて指定

## ■申請書

事前協議にて「見込みあり」と判断された場合に、以下の書類をご提出ください。  
原則、申請内容は事前協議書と同様のものとしてください。

### ①公共用財産用途廃止申請書

### ②位置図

- ・作成方法は事前協議と同じ

### ③公図の原本

- ・作成方法は事前協議と同じ

### ④土地登記事項証明書の原本

- ・作成方法は事前協議と同じ

### ⑤現況写真（カラー）

- ・作成方法は事前協議と同じ

⑥地積測量図の写し

- ・表題登記に使用できるもの
- ・申請地の状況により不要の場合あり

⑦筆界確定書の写し

- ・申請地の状況により不要の場合あり

⑧利害関係者の同意書

- ・申請する法定外公共物に利害関係のある者の同意を得ること  
【例】隣接地権者、地元自治会長（道水路）、水利組合長（水路）、  
その他権利がある者

⑨申請者の印鑑証明書の原本

- ・申請日から3ヶ月以内に取得したもの

⑩委任状（代理人が申請する場合）

- ・委任者の氏名欄について、実印を押印する

⑪事前協議回答書の写し

⑫その他町長が必要と認める書類

- ・必要に応じて指定

様式のダウンロード  
などはこちらから  
(明和町 HP)

